給調取銀原に係る

法令改正があり



国定給油設備からガソリンを容器に おか替えられる上限(200 2 / 日)がなくなりました。

※固定給油設備から軽油 を容器に詰め替える上限 (1,000ℓ/日)に変更 はありません。

火気厳禁

の位置、構造又は設備の基準が定められました。※経過措置が設けられています。

2023年 (令和5年) 12月27日施行 営業時間外に安全対策を行うことで 係員以外のものが出入りできることとなり ました。

営業時間外に給油取扱所以外の用途で使用できるようになりました。

乗用車によるプラスチック容器での ガソリン運搬が可能になりました。

2024年(令和6年)3月1日施行。

容器は、次のいずれにも該当する必要があります。

- 1 UN規格*1で容器記号 3 H 1 *2 が付されている こと。
- 2 最大容量が 1 0 ℓ以下であること。
- 3 製造日から5年以内であること。
- ※1 UN規格とは、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規格です。付されている場合は、規格に適合していることを示しています。
- ※2 3H1は、ジェリカン(方形又は多角形の断面形状を有する容器)であってその材質がプラスチックであり、天板が固着式のものであることを示しています。

2023年(令和5年)12月27日施行。

固定給油設備から軽油を車両に固定された4,0000以下のタンク(内部を2,0000以下ごとに仕切ったものに限ります。)に注入することができるようになりました。

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限 (1,000ℓ/日)に変更はありません。

2023年 (令和5年) 12月7日施行 給油取扱所内に設置できる建築物の 用途が拡大されました。

映画館、飲食店、スーパー、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置することがでるようになりました。

荷卸し中に固定給油設備及び固定注 油設備の使用ができるようになりました。

使用するには、次の措置が必要です。

- 1 給油及び注油ノズルに満量停止措置を設ける。
- 2 地下タンク等※及び危険物を注入する移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止措置を設ける。

※地下タンク等とは、地下タンク及び簡易タンクを言います。

2023年(令和5年)12月27日施行

予防規程に定めなければならない事 項が追加されました。

⑤及び⑥について対応した場合は、必要な事項を予防規程に定めることとされました。

お問い合わせ先

福山地区消防組合 予防課 Tel 084-928-1192